

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)についてお知らせ

7月から納付書による徴収(普通徴収)が始まりました。今回、納付書が送られた方は、4月1日から制度に加入されている方で、保険料が年金から天引きされていない方です。

ただし、会社などの健康保険に被扶養者として加入されていたと認定された方は、9月までは保険料の徴収はありません。

■平成20年度の保険料の納期は、次のとおりです。

納月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H ²¹ 1月	2月	3月
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

4月2日以降に制度に加入されていた方については、8月以降、順次納付書が送付されます。

現在、会社などの健康保険に加入されている65歳以上75歳未満の方で、3月まで障がい認定を受けて老人医療を受給されていた方へ

会社などの健康保険に留まることを希望される場合には、市役所窓口で、4月に送付された後期高齢者医療被保険者証を返還するとともに、障がい認定の撤回の申請を行う必要があります。(会社などでは手続きを代行できません。)手続きを行わない場合、保険料が賦課されますので、速やかに市役所の窓口までご連絡願います。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

限度額適用・標準負担額減額認定証とは

後期高齢者医療制度では、入院時の一部負担金と食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

■入院時における自己負担限度額

所得区分	入院時の世帯単位の自己負担限度額(月額)	標準負担額(入院時の1食当たりの食事代)	
低所得Ⅰ	15,000円	100円	
低所得Ⅱ	24,600円	90日までの入院	210円
		過去12カ月以内に90日を超える入院	160円
一般	44,400円	260円	

●該当する方

低所得Ⅰ：世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる方。

低所得Ⅱ：世帯全員が住民税非課税の方(低所得Ⅰに該当する方を除く)

●手続き方法

申請した月の初日から適用となります。手続きは、うるま市役所本庁国民健康保険課後期高齢者医療窓口で行っております。

●申請に必要な物

・後期高齢者医療被保険証 ・印鑑

※有効期限が平成20年7月31日の減額認定証をまだお持ちの方は更新期限を過ぎておりますので更新手続きを早めに行ってください。